

消防庁舎の整備について

鳥取県東部広域行政管理組合

1. 整備基本方針

消防庁舎については、殆どの施設が昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築されており、耐震性を表す Is 値が基準以下であること、また、耐用年数にほぼ到達しており老朽化が進行していること、さらには消防車両の大型化に伴い車庫スペースが狭隘化していること等の問題が生じており、これらへの対応が急務となっています。

このため、構成市町の副市長、副町長及び消防担当課長で組織する検討会で協議を重ね、平成 25 年 12 月に消防庁舎の整備に係る基本方針を策定しました。

施設毎の整備目標年度については、AA・A・B・Cのランク付けによる優先度を踏まえ、個別具体的に実務レベルで検討していくこととしています。

2. 建設業における働き方改革の取組

建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことのないよう、建設工事に従事する者の週休 2 日の確保等を適切に考慮するものとされました。(H30. 3 月 国土交通省)

- ① 適正な工期の設定、施工期間の確保など
- ② 週休 2 日の推進
- ③ 施工時期等の平準化

3. 施設毎の整備目標年度

平成 31 年度から整備に着手する施設毎の整備目標年度については、建設業における働き方改革の取組を踏まえ、整備期間をこれまでの 2 ヶ年から 3 ヶ年とするよう見直ししたいと考えます。

今後、この目標年度を基本に、構成市町における用地取得状況や財政状況等を勘案しながら、具体的な整備を進めます。

(平成 31 年 1 月現在)

署 所 名	構 造	開設年月	耐用年数	経過年	Is 値	優先度	整備目標年度
東町出張所	(木造) 鉄筋コンクリート造 2 階建	(S43. 4) H28. 4	(24 年) 50 年	(48 年) 2 年	(0.25)* —	(AA) —	H27～28 年度(済)
岩美消防署	鉄骨造 2 階建	S53. 10	38 年	40 年	0.24	A	①H29～30 年度
八頭消防署	鉄骨造 2 階建	S53. 10	38 年	40 年	0.25	A	②H30～31 年度
智頭出張所	鉄骨造平屋建	S54. 10	38 年	39 年	0.17	A	③H31～33 年度
用瀬出張所	鉄骨造平屋建	S54. 10	38 年	39 年	0.10	A	④H32～34 年度
若桜出張所	鉄骨造平屋建	S54. 10	38 年	39 年	0.25	B	⑤H33～35 年度
気高消防署	鉄骨造 2 階建	S53. 10	38 年	40 年	0.28	B	⑥H34～36 年度
国府分遣所	鉄骨造平屋建	S54. 10	38 年	39 年	0.10	B	⑦H35～37 年度
吉方出張所	鉄骨造平屋建	S52. 4	38 年	41 年	0.53	B	⑧H36～38 年度
青谷出張所	鉄骨造平屋建	H 2. 4	38 年	28 年	—	C	H38 年度以降検討
湖山消防署	鉄筋コンクリート造 2 階建	S53. 4	50 年	40 年	0.96	C	〃
鳥取消防署	鉄筋コンクリート造 4 階建	H 元. 4	50 年	29 年	—	C	〃

※ Is 値/0.3～0.6……倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 0.3 未満……倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

※ 東町出張所の上段()内は旧施設の数値等。経過年は新築移転前の時点。Is 値(*)は木造の Iw 値。

営繕工事における働き方改革の取組

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

時間外労働の上限規制の適用に向けた取組*

(1) 適正な工期設定・施工時期等の平準化
 建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことのないよう、建設工事に従事する者の週休2日の確保等を適切に考慮するものとする。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底
 (法定福利費や安全衛生経費など)
 適正な工期設定に伴い、労務費は勿論のこと、社会保険の法定福利費、安全衛生経費などの必要経費にしわ寄せが生じないよう、適正な請負代金による請負契約を締結するものとする。

(3) 生産性向上
 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新に至る各段階における受発注者の連携等を通じて、建設生産プロセス全体における生産性向上を推進する。

(4) 下請契約における取組
 (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用
※出典：建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(第1次改訂)(平成30年7月 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

営繕工事における取組

(凡例： 既往・継続の取組一青字 30年度からの取組一赤字)

- 適正な工期設定
 - ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」を活用した適切な工期設定、工期延期
 - ・後工程(設備工事等)に全体の工期のしわ寄せが無いよう、概成工期(受電時期の目安)の設定、実施工程表の確認による各工程の適切な施工期間の確保
- 週休2日の推進
 - ・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用
 - ・週休2日促進工事(労務費の補正・モニタリング等)を実施
- 施工時期等の平準化
 - ・債務負担行為(適正な工期確保にも寄与)や余裕期間制度の活用
 - ・長期の債務負担行為の活用等により、年度末に集中する完成時期を分散化
- 予定価格の適正な設定
 - ・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上
- ICTの積極的な活用等
 - ・施工合理化技術の施工者提案での採用、発注者指定による試行、総合評価で評価項目に設定、成績評定要領を改定し成績評定で評価
 - ・BIMガイドラインの改定(施工BIMの記載の充実等)
 - ・生産性向上技術の導入に関する調査検討
- 書類の簡素化
 - ・書類の簡素化(現場での運用の徹底)、省略・集約可能な書類等の明確化
 - ・国の統一基準として工事の標準書式を制定
- 関係者間調整の円滑化(建築固有の対応)
 - ・設計者から施工者等への遅滞ない設計意図伝達(報告等の期限を遵守する旨を規定)
 - ・各種ツールの活用促進により、関連する工事間での納まり等の調整を効率化
 - ・会議の早期開催、ASP等の活用促進により、情報共有や検討を迅速化

